



平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 岡田 和生
(J A S D A Q ・ コード 6 4 2 5)
問合せ先 執行役員管理本部長 小林 輝彦
電 話 03 - 5530 - 3055 (代表)

従業員等に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記の通り、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の執行役員、従業員及び顧問に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することといたしましたので、その概要をお知らせします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。
2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) その委任に基づいて募集要項の決定をすることができる新株予約権の上限
後記(3)に定める内容の新株予約権 1,000 個を上限とする。
 - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
 - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日までの直近 6 ヶ月のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数は切り上げる。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 4 年を経過する日までの範囲内で取締役会にて定める期間とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の行使の条件

- ・対象者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員の地位にあたることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ・本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記に挙げる新株予約権割当契約の定めによるものとする。
- ・新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- ・その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記に準じて決定する。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は前記に準じて決定する。
- ・譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- ・新株予約権の取得事由及び条件
前記に準じて決定する。

新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取り扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合
には、これを切り捨てるものとする。

(注)上記決議は平成18年6月29日開催予定の当社第33期定時株主総会において、承認決議される
ことを条件とします。

以上